

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第54号）（中央卸売市場第一市場管理課）

次のとおり、卸売市場法の一部改正により卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法を定めることとなったこと等に伴い、必要な措置を講じるとともに、京都市中央卸売市場（以下「市場」という。）の使用料の適正化を図るため、その限度額を改定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和

卸売業者が自己の計算において卸売をしてはならないとする規制を廃止し、電子情報処理組織を使用する取引方法等により市場外にある物品の卸売をすることができるようにするとともに、卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売等に関する規制を緩和することとします。

2 市場取引に関する情報の公表の充実

より透明性の高い市場取引を確保するため、卸売業者が行う卸売予定数量等の公表を売買取引の方法ごとに行うこととします。

3 市場における生鮮食料品等の品質管理の徹底

市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上を図るため、取扱品目に係る施設ごとに品質管理の方法を定め、卸売業者等が当該品質管理の方法を守らなければならないこととします。

4 仲卸業者に対する財務基準の明確化

仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、仲卸業者の財務に関する基準を定め、この基準に満たない仲卸業者に対し、財産に関し必要な改善措置を命じることができることとします。

5 運営協議会の委員の任期

京都市中央卸売市場第一市場運営協議会及び京都市中央卸売市場第二市場運営協議会の委員の任期を次のとおり変更します。

改正前	改正後
1年	2年

6 市場取引委員会

市場取引委員会を取扱品目の部類ごとに置くこととします。

改正前	改正後
京都市中央卸売市場第一市場取引委員会及び京都市中央卸売市場第二市場取引委員会	京都市中央卸売市場第一市場青果部取引委員会、京都市中央卸売市場第一市場水産物部取引委員会及び京都市中央卸売市場第二市場取引委員会

7 使用料の改定

市場の使用料の限度額を次のとおり改定します。

区 分	単 位	使 用 料	
		改正前	改正後
卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき 1 月	円 355	円 390
卸売業者低温売場使用料		1,906	2,096
卸売業者活魚施設使用料		1,271	1,398
仲卸業者売場使用料		2,198	2,330
関連事業者店舗使用料		2,310	2,449
事務室使用料		1,462	1,535
青果部の冷蔵庫棟使用料	1 棟につき 1 月	5,996,760	6,596,436
構内地使用料	1 平方メートルにつき 1 月	127	139
電動運搬車充電所使用料	1 棟につき 1 月	2,045,505	2,250,056
加工処理場使用料	1 平方メートルにつき 1 月	1,016	1,117
その他の施設使用料		737	810

8 市場の面積の変更

用地の取得に伴い、京都市中央卸売市場第一市場の面積を次のとおり変更します。

改正前	改正後
143,343 平方メートル	147,192 平方メートル

9 その他

1 に関し必要な経過措置を定めます。

上記7及び8の改正は平成17年4月1日から、その他の改正は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第54号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

第1条 京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第1条中「生鮮食料品等」の右に「(卸売市場法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)を加え、「と流通」を「及び流通」に改める。

別表第1京都市中央卸売市場第一市場の項中「143, 343」を「147, 192」に改める。

別表第7中	を	<table border="1"><tr><td>355^円</td></tr><tr><td>1,906</td></tr><tr><td>1,271</td></tr><tr><td>2,198</td></tr><tr><td>2,310</td></tr><tr><td>1,462</td></tr></table>	355 ^円	1,906	1,271	2,198	2,310	1,462	に,	<table border="1"><tr><td>390^円</td></tr><tr><td>2,096</td></tr><tr><td>1,398</td></tr><tr><td>2,330</td></tr><tr><td>2,449</td></tr><tr><td>1,535</td></tr></table>	390 ^円	2,096	1,398	2,330	2,449	1,535
		355 ^円														
		1,906														
		1,271														
		2,198														
		2,310														
1,462																
390 ^円																
2,096																
1,398																
2,330																
2,449																
1,535																

「5,996, 760」を「6,596, 436」に、「127」を「139」に,
「2,045, 505」を「2,250, 056」に,

<table border="1"><tr><td>1,016</td></tr><tr><td>737</td></tr></table>	1,016	737	を	<table border="1"><tr><td>1,117</td></tr><tr><td>810</td></tr></table>	1,117	810	に改める。
1,016							
737							
1,117							
810							

第2条 京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 市場施設の使用(第64条~第73条)」を
「第4章 卸売の業
第5章 市場施設

務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法（第63条の2）に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第5号及び第6号を削る。

第14条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「消除する」を「抹消する」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「消除」を「抹消」に改める。

第39条を次のように改める。

（卸売業者の市場外における販売の承認）

第39条 卸売業者は、市場に係る開設区域（法第7条第1項の開設区域をいう。以下同じ。）内において法第15条第1項の規定による許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、同項又は法第58条第1項の規定による許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた後、当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、第77条の2第1項に規定する委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、当該委員会は、少数意見にも十分に配慮するものとする。

第41条第1項各号列記以外の部分中「に掲げる場合であって、市長が仲卸業者及

び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可した」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 次のいずれかに掲げる特別の事情がある場合であって、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多く、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合

イ 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後に残品を生じた場合

ウ 市場に係る開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷の状況その他の事情に照らし、卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人(当該他の卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき当該他の卸売市場の開設者の許可又は承認を受けた者をいう。)に対して卸売をする場合(食肉部において家畜の生体を当該卸売の対象とする場合を除く。)であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少したときの措置が定められていること。

イ 卸売業者が、第77条の2第1項に規定する委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を

受けていること。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者、農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会又はこれらの者の出資若しくは拠出に係る法人で、農林漁業の振興を図ることを目的とするものをいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合（食肉部において家畜の生体を当該卸売の対象とする場合を除く。）であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第41条第2項中「前項ただし書の」を「第1項第1号の規定による」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項第1号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、別に定める事項を記載した申請書に同号に規定する契約に係る契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。承認を受けた後、当該申請の内容を変更したときも、同様とする。

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、別に定める事項を記載した申請書に同号に規定する契約に係る契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。承認を受けた後、当該申請の内容を変更したときも、同様とする。

第41条に次の1項を加える。

6 第1項第2号イ又は第3号イの規定による承認を受けた卸売業者は、毎月、当該承認に係る物品の卸売をしたときは、翌月10日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

第42条を削る。

第43条を第42条とする。

第44条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により別に定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ第77条の2第1項に規定する委員会の意見を聴いて承認したとき。

第44条に次の2項を加える。

4 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた後、当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る取引が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、第1項第3号の規定による承認を行わなければならない。

(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられる

こと。

- (2) 当該取引に係る情報として、別に定める事項が提供されることが確実であること。
- (3) 当該取引に係る物品の引渡しの方法が定められることが確実であること。
- (4) 当該取引において事故その他当該取引に基づく債務の不履行（以下「事故等」という。）が発生した場合における当該事故等処理する方法が適正に定められていること。
- (5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該取引が市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないこと。

第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売業者の買受等の制限）

第45条 卸売業者は、市場において法第15条第1項の規定による許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、別に定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

第48条第1項本文中「は、受託物品」の右に「(第43条第1項第3号の規定による承認を受けて卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。)」を加え、「行ない」を「行い」に、「の指定する」を「が指定する」に、「または」を「又は」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書及び第2項」に、「同項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を

加える。

- 2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該電子商取引に係る受託物品の引渡しを受ける者で卸売業者から当該電子商取引に係る受託物品の検収を行うよう委託を受けたものが検収を確実にを行い、当該電子商取引に係る受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、写真の送付その他の物品の状況を確認することができる方法により本市職員の確認を受け、その状況を速やかに委託者に報告しなければならない。ただし、電子商取引に係る受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち合い、その了承を得たときは、この限りでない。

第49条の見出し中「卸売物品の買受人」を「卸売をした物品の相手方」に改め、同条第1項中「(以下「買受人」と総称する。)」を削り、同条第2項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改め、第3項及び第4項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第50条を次のように改める。

(仲卸業者の業務の規制)

第50条 仲卸業者は、市場内においては、第16条第1項の規定による許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についての販売の委託の引受けをしてはならない。

- 2 仲卸業者は、市場内においては、第16条第1項の規定による許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 仲卸業者が、卸売業者から買い入れることが特に困難な別に定める生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れる場合であって、別に定めるところにより、市長の許可を受けたとき。
- (2) 卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、仲卸業者が当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等（卸売業者から買い入れることが困難な生鮮食料品等に限る。）を買い入れる場合であって、当該契約に係る買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。
 - イ 卸売業者が、当該契約に係る契約書の写し及び別に定める事項を記載した申請書を市長に提出して、第77条の2第1項に規定する委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。
- (3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物（卸売業者から買い入れることが困難な農林水産物に限る。）の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。
 - イ 仲卸業者が、当該契約に係る契約書の写し及び別に定める事項を記載した申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を

乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

- 3 前項第1号の規定による許可を受けようとする仲卸業者は、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項第1号の規定による許可をするかどうかの決定は、その物品に関する取引の状況、卸売業者から買い入れることが困難な事情その他市長が必要と認める事項についての調査の結果に基づき行うものとする。
- 5 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、別に定める事項を記載した申請書に当該契約に係る契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更したときも、同様とする。
- 6 第2項第1号の規定による許可を受けて買入れを行った仲卸業者は、毎月、翌月10日までに、当該許可に基づき買い入れた物品の販売数量及び金額(消費税額等相当額を含む。)を市長に報告しなければならない。
- 7 第2項第2号又は第3号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、翌月10日までに、これらの契約に基づき買い入れた物品の販売数量及び金額(消費税額等相当額を含む。)を市長に報告しなければならない。

第51条第1項を次のように改める。

仲卸業者は、市場に係る開設区域内において、第16条第1項の規定による許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を販売しようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、別に定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。承認を受けた後、申請書に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第51条第2項中「物品の」を「生鮮食料品等の販売、」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る販売が

仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- 3 市長は、第1項の規定による承認をしようとするときは、第77条の2第1項に規定する委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該委員会は、少数意見にも十分に配慮するものとする。

第54条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）

第54条第1項第2号中「第44条第1項第2号」を「第43条第1項第2号及び第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 相対取引により当日卸売をする物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)
- (3) 第41条第1項第1号、第2号イ又は第3号イの規定により市長の許可(第41条第1項第1号イに掲げる場合に係るものを除く。)又は承認を受けて当日卸売をする物品

第54条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「事項」を「物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

第54条第2項第2号中「第44条第1項第2号」を「第43条第1項第2号及び第3号」に改め、「について、当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 相対取引により当日卸売をした物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)

(3) 第41条第1項第1号,第2号イ又は第3号イの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

第54条第3項中「合計額」の右に「(消費税額等相当額を含む。)&及び法第15条第1項の規定による許可に係る卸売の業務以外で生鮮食料品等の卸売その他の販売をした数量及び金額(消費税額等相当額を含む。)」を加え,同条第4項中「仲卸業者及び」及び「(仲卸業者にあつては,第50条第2項の許可を受け,買い入れて販売した物品に限る。)」を削り,同項を同条第5項とし,同条第3項の次に次の1項を加える。

4 仲卸業者は,毎月10日までに,市場外において販売の委託を引き受けた生鮮食料品等について,前月中に販売した数量及び金額(消費税額等相当額を含む。)を市長に報告しなければならない。

第55条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り,「卸売のための販売の開始の」を「別に定める」に,同項第1号を次のように改める。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)

第55条第1項第2号中「第44条第1項第2号」を「第43条第1項第2号及び第3号」に改め,同号を同項第4号とし,同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 相対取引により当日卸売をする物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)

(3) 第41条第1項第1号,第2号イ又は第3号イの規定により市長の許可(第41条第1号イに掲げる場合に係るものを除く。)又は承認を受けて当日卸売をする物品

第55条第2項各号列記以外の部分中「売買取引の方法ごとに」及び「の各号」を削り,「事項」を「物品について,主要な品目の卸売の数量,主要な産地並びに高値,中値及び安値に区分した卸売価格」に改め,同項第1号を次のように改める。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

第55条第2項第2号中「第44条第1項第2号」を「第43条第1項第2号及び第3号」に改め、「について、主要な品目ごとの当該卸売に係る卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 相対取引により当日卸売をした物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)

(3) 第41条第1項第1号,第2号イ又は第3号イの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

第56条第1項各号列記以外の部分中「,次の各号に掲げる物品について」を削り、「卸売のための販売の開始の時刻までに」を「速やかに」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、卸売業者から第54条第2項の規定による報告を受けたときは、売買の取引方法ごとに、主要な品目の卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。

第57条第2項各号列記以外の部分中「第43条」を「第42条」に改め、「の各号」を削り、「事項を」の右に「正確に」を加える。

第58条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「第43条」を「第42条」に改める。

第59条第1項中「差し入れようとする」を「差し入れた」に、「または」を「又は」に、「を貸し付けようとするときは、」を「の貸付けを行ったときは、その旨を」に、「申請してその承認を受けなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「の申請」を「の届出」に、「,申請」を「,当該届出」に、「そこない」を「損ない」に、「または」を「又は」に、「ないと認められるときでなければ、同項の承認を

してはならない」を「あると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置を採ることを命じることができる」に改める。

第61条第1項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改め、「市長の承認を受けて」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項」を「卸売業者は、第1項」に、「の承認を受けようとする卸売業者は、別に定めるところにより」を「をしたときは」に改め、「の各号」を削り、「申請書を」を「届出書に当該特約に係る契約書の写しを添えて、」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該特約の内容を変更したときも、同様とする。

第61条第3項第1号を次のように改める。

(1) 届出者の名称及び代表者名

第61条第4項各号列記以外の部分中「第1項の承認の申請」を「前項の届出」に、「当該申請」を「当該届出」に、「一」を「いずれか」に、「同項の承認をしないものとする」を「当該特約の内容の変更その他必要な措置を採ることを命じることができる。」に改め、同項第1号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第63条第1項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条第2項中「そこない」を「損ない」に、「または」を「又は」に、「生ずる」を「生じる」に改める。

第8章を第9章とする。

第77条の2第1項中「京都市中央卸売市場第一市場取引委員会」を「京都市中央卸売市場第一市場青果部取引委員会、京都市中央卸売市場第一市場水産物部取引委員会」に改め、同条第2項中「第6号」を「第7号」に改め、「変更に限る。）」の右に「及び第37条第1項第2号に規定する別に定める割合」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の2項を加える。

6 委員会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、

部会を置くことができる。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

第7章を第8章とする。

第77条第4項中「1年」を「2年」に改める。

第6章を第7章とする。

第75条中「に対してはその業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告し」を削り、「関連事業者に対しては」を「関連事業者に対し、」に、「とるべき旨を命ずる」を「採ることを命じる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、仲卸業者の財産の状況が別に定める基準に該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置を採ることを命じることができる。

第5章を第6章とする。

第67条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「市場施設の整備、業務の監督、災害の予防または衛生の保持その他市場の管理上必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 市場施設の整備、業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他市場の管理上必要があると認めるとき。
- (2) 使用者が使用料を納入しないとき。
- (3) 前号に掲げる場合のほか、使用者がこの条例の規定に違反したとき。

第73条第2項中「別表第7」を「別表第4」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法

第63条の2 卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法に関し、次に掲げる事項について、別に定める。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他市場において生鮮食料品等を取り扱う者は、前項の卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法に従わなければならない。

別表第3 青果部の項中「、はくさい、キャベツ、きゅうり、なす、トマト」を削り、同表水産物部の項を削る。

別表第4、別表第5及び別表第6を削り、別表第7を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市中央卸売市場業務条例別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正前の京都市中央卸売市場業務条例第61条第1項の規定

による承認を受けて特約をした卸売業者は、当該特約をしたことについて、第2条の規定による改正後の京都市中央卸売市場業務条例第61条第3項前段の規定による届出を要しない。

(中央卸売市場第一市場管理課)